

浜田市告示第 211 号

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 12 月 17 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する飲食店に対し、給付金を交付することにより、当該飲食店の営業の継続を支援するとともに、当該感染症の感染防止対策を促進することを目的とし、その給付金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 給付の対象となる者は、市内に存する飲食店のうち、「島根県新型コロナウイルス対策認証店」認証制度実施要綱（以下「県要綱」という。）に基づき島根県新型コロナウイルス対策認証店に認証されたもの（以下「認証施設」という。）を営む者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 認証施設において営業を継続する意思がない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(給付金額等)

第3条 給付金の額は、1認証施設につき20万円とし、給付金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月18日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 認証施設であることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定し、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、給付金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付決定を取り消し、又は給付金の返還を命ずるものとする。

(1) 給付金の交付決定を受けた日から起算して6月以内に、県要綱第11条の規定により認証を辞退し、又は県要綱第12条の規定により認証を取り消された場合

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付決定を受けた場合
(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月20日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、失効する。ただし、同日までに第5条の規定により給付金の交付決定がなされた給付金については、第6条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

浜田市長 様

申請者
団体名
所在地
代表者名
(署名又は記名押印)

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店
応援給付金交付申請書兼請求書

浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金の交付を受けたいので、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

また、市長が浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱第5条の規定により給付金の交付を決定したときは、下記のとおり給付金を請求し、その交付については指定する口座への振替を希望します。

記

1 申請対象店舗について

店舗名	
住所	
島根県新型コロナ対策認証店 認証番号	

2 交付申請額（請求額） 円

3 指定口座

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他 ()
口座番号							
口座名義人	フリガナ -----						

4 添付資料

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 「島根県新型コロナウイルス対策認証店」に認証されたことが確認できる書類
- (3) その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者

団体名

所在地

代表者名

（署名又は記名押印）

誓約書

私は、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 給付金の交付決定を受けた後も、島根県新型コロナ対策認証店の認証を受けた施設において営業を継続すること。
- 2 給付金の交付決定を受けた後も、当該認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に關与させていないこと。
- 4 給付金の交付決定を受けた日から起算して 6 月以内に、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度実施要綱第 11 条の規定により認証を辞退した場合は、給付金を返還すること。
- 5 給付金の交付決定を受けた日から起算して 6 月以内に、「島根県新型コロナ対策認証店」認証制度実施要綱第 12 条の規定により認証を取り消さ

れた場合は、給付金を返還すること。

- 6 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付決定を受けたことが判明した場合は、給付金を返還すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金については、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市新型コロナウイルス感染症対策飲食店応援給付金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

1 給付金の交付決定額 200,000 円

2 給付対象店舗

店舗名	
住 所	
島根県新型コロナ対策認証店 認証番号	

3 交付条件

交付決定を受けた後も、新型コロナウイルス感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

（却下理由）